

令和8年度宮城県中小企業等デジタル化支援事業委託業務に係る質問と回答

令和8年3月30日

NO.	質問内容	回答
1	<p>【企画提案書の提出期限について】 企画提案書の提出期限について、令和8年4月20日（月）午後5時で相違ないかご教示ください。 （宮城県ホームページ上では4月17日との記載があるため）</p>	<p>令和8年4月20日（月）は誤りであり、正しくは令和8年4月17日（金）である。なお、誤記については県ホームページ内で修正している。</p>
2	<p>【契約保証金について】 弊財団は、過去2年以上にわたり当該事業の事務局を務めた実績がありますが、この場合、財務規則第114条各号のいずれかに該当するかご教示ください。</p>	<p>質問の内容であれば、財務規則第114条第3号もしくは第7号に該当する可能性がある。</p>
3	<p>【賃上げ加算について】 賃上げ加算において、優遇されるのは補助上限額の引き上げとの認識で相違ないかご教示ください。</p>	<p>御所見のとおり。補助金額や補助率の引き上げではないので留意すること。</p>
4	<p>【事務局運営におけるAI等のデジタル技術活用について】 AI等を活用した業務効率化を提案することとされていますが、発注者として指定または想定しているアプリケーション等があればご教示ください。</p>	<p>特段の指定等はない。業務の効率化に資する内容を御提案いただきたい。</p>
5	<p>【再委託の定義について】 アドバイザーに対し謝金等を支払って申請事業者へ派遣する場合、これは再委託に該当するかご教示ください。</p>	<p>該当する可能性がある。</p>
6	<p>【謝金の単価について】 アドバイザーに対し謝金等を支払い、申請事業者へ派遣する場合、当該謝金の単価は受注者が任意に設定して差し支えないかご教示ください。</p>	<p>任意に設定することは差し支えないが、謝金単価の妥当性も評価の対象となるので留意すること。</p>
7	<p>【交付確定事業者への補助金支払い時期について】 本事業における事務局業務は令和9年3月26日までの委託期間とされていますが、交付確定事業者への補助金支払いについて、想定されている時期があればご教示ください。</p>	<p>補助事業者への額の確定後に順次交付することとなるが、実績報告書の提出期限を令和9年2月頃と想定していることから、同年3月から4月頃の支払いとなることを見込む。</p>
8	<p>【申請件数115件の内訳について】 申請件数について、想定として115件との記載がありますが、枠別の想定内訳についてご教示ください。 また、当該115件にデジタル化相談の件数が含まれているか併せてご教示ください。含まれていない場合には、デジタル化相談の想定件数についてご教示ください。</p>	<p>現在、通常枠75件程度、AI枠30件程度、発展・展開枠10件程度を想定している。なお、当該枠数は現在の想定件数であり、申請状況を踏まえ、柔軟に対応する可能性がある。 また、115件は申請件数であり、デジタル化相談を含んではいない。デジタル化相談の想定件数としては概ね170回程度を想定しているが、状況により変動するものと考えている。</p>

9	<p>【AI枠の内容について】 AI枠における現時点で想定される内容がございましたらご教示ください。</p>	<p>画像解析による不良品検査の効率化、手書き発注書の画像解析によるデータ化等による販売管理の効率化、生成AIを用いた販売コスト/工程案作成の効率化等を想定している。</p>
10	<p>【発注者が指定する管理簿について】 管理簿の媒体（システムでの管理、Excel 等）および形式（管理項目等）は、どのようなものを想定しているかご教示ください。</p>	<p>現時点で媒体について特段の指定はない。御提案の内容を踏まえ、別途定めることとする。なお、管理項目については、補助事業者等の基本情報、申請内容、審査結果等を想定している。</p>
11	<p>【補助対象者について】 宮城県中小企業等デジタル化支援事業補助金交付要綱第4条第7号において、主たる業種が、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる情報通信業が除外されている理由についてご教示ください。</p>	<p>情報通信業は、情報サービス業、インターネット附随サービス業など、デジタル技術やデジタルツールに関する導入、設計・製作等を支援（提供）する業種（いわゆるベンダー等）であり、補助対象となる経費が企業活動の主たる目的（商業手段）と同一となることから、補助対象としていない。</p>